
市税の証明書を請求できる人

「納税者義務者本人」

1 個人の場合

納税義務者本人

相続人（納税義務者が死亡している場合）

納税管理人（納税義務者が納税管理人を選定し神戸市へ申請または申告している場合）

- ※ 相続人の場合は、相続関係を確認できる戸籍謄本、遺言書、遺産分割協議書等が必要です。

2 法人の場合

代表者

従業員（法人が記名押印した証明書交付申請書により申請する場合のみ。）

「委任等を受けている人」

納税義務者本人（法人含む）との委任関係を委任状、代理人選任届等で証明できる方は申請することができます。

委任状について

委任者（納税義務者本人）、受任者（申請者）それぞれの住所、氏名等及び委任内容（税務証明書の請求の委任等）が記載され、委任者（納税義務者本人）の押印があれば所定の様式でなくてもかまいません。

原本の提出が必要です。原本の返還が必要な場合はその旨申し出てください。

上記以外の方について

相続財産法人管理人、破産管財人・清算人等の法定代理人・財産管理人・成年後見人、保佐人等、上記以外の方については事前にご相談ください。